

VI 高校生活について

○ 高校生活の規律について

1 風紀全般について

指定以外の服装や持ち物は、華美なものやふさわしくないものを避け、頭髪も含め、入試・就職試験の面接に適應できる身だしなみを日常の基準とする。

2 服装について

(1) 制服

- ・学校指定の制服を着用すること。
- ・学校指定の制服は次のものとする。

男子	女子
ブレザー	ブレザー
スラックス（夏用・冬用）	スカート（夏用・冬用） スラックス（夏用・冬用）
ネクタイ	ネクタイ
長袖シャツ、半袖シャツ	長袖ブラウス、半袖ブラウス
カーディガン	カーディガン
ベスト（自由購入）	ベスト（自由購入）

- ・制服は変形してはならない（スカート丈は膝が隠れる程度）。
- ・式典の際、必ずブレザー及びネクタイを着用する。普段はノーブレザー、ノーネクタイを許可する。
- ・ノーブレザーの際、カッターシャツの上にカーディガンまたはベストの着用を許可する。（ただし、カーディガン及びベストは本校指定のものとする。）
- ・指定の制服以外の着用は禁止する。ブレザーの下に着用する場合も同様とする。
- ・更衣期間は特に指定しない。気候や各自の体調にあわせて指定された制服を着用すること。

(2) 靴下

- ・華美でないものを着用する。
- ・女子のストッキングは黒色またはベージュ無地とする。

(3) 靴

- ・運動靴またはローファータイプの革靴とする。ただし、雨天時は雨靴も可とする。
- ・ブーツ、サンダル等は禁止する。

(4) 防寒着・防寒具

- ・華美でないもので、登下校時に着用を許可する。
- ・教室内や授業時間帯（休み時間含む）、集会時などの着用は禁止する。
- ・防寒具はブレザーの上からの着用のみ許可する。

(5) 異装許可

- ・異装の必要が生じた場合（例：骨折で靴が履けない）は「異装願」を提出して生徒指導部の許可を得ること。
- ・異装期間中は、「異装許可証」を携帯すること。

3 頭髪・化粧について

(1) 頭髪

- ・パーマ、染毛（茶髪など）、脱色は禁止する。過度な刈り上げやライン等必要以上に手を加えることも禁止する。また、カールなどはパーマと同様とみなし禁止する。
- ・髪留め、ヘアゴムは華美でないものを使用する。

(2) 化粧

- ・化粧（リップ、ネイルを含む）は禁止する。
- ・指輪、ピアス、ネックレス等の装飾品は禁止する。

4 服装、頭髪等の違反について

違反者には、事実を確認し、指導を行うことがある。そのようなことが無いように自らを正しく、律すること。

- 5 欠席及び遅刻について
欠席または遅刻する場合は、原則として8時25分までに保護者が学校に電話連絡する。
- 6 登校遅刻及び授業遅刻について
 - (1) 登校遅刻した者は第2会議室もしくは職員室にて、また授業遅刻した者は職員室にて「入室許可証」の発行を受けて教室に入る。
 - (2) 20分を超える授業遅刻は欠課扱いとなる。
- 7 早退及び外出について
HR担任に申し出て、それぞれ「許可証」の発行を受けること。早退の場合は帰宅後すぐにHR担任または学年に電話連絡する。外出からの再登校時には、遅刻と同様の手続きで教室に戻る。
- 8 携帯電話等（スマートフォン、デジタルオーディオプレーヤー、iPad等）の使用について
 - (1) 本校敷地内に入る前に電源を切り、授業時間中（休み時間含む）の使用は禁止する。
 - (2) 授業日の放課後（終礼後）、土日祝日、春季・夏季・冬季休業日は、使用を許可する。
ただし、情報モラルに関する違反や著作権・肖像権に関わるような行為、ゲームやSNS等の使用は禁止する。
 - (3) 緊急時、授業等で必要な場合は、教員（HR担任、授業担当者、課外クラブ顧問等）の立ち会いの下で使用を許可する。
 - (4) 違反が発覚した場合は、回数に応じた段階的な指導を行う。
- 9 タブレットの使用について
 - (1) 学習活動及び教育活動で必要な場合に使用を許可する。（休み時間、放課後を含む）
 - (2) 授業において常に使用できるように準備しておくこと。学校での充電は不可。
 - (3) 学校生活中は原則持ち歩き、自己で管理すること。
- 10 アルバイトについて
アルバイトは原則として禁止する。特別な事情がある場合、保護者及び本人が担任に相談し、面談を行う。面談の際、学校生活に支障がないか、適正な時間や場所であるか等の確認を行い、アルバイト確認証を発行する。
- 11 自動車及び単車の免許取得等について
本校では、生徒本人はもちろん他人の生命と安全を守るために「3ない運動」の精神を受けつぎ、免許の取得、乗車及び購入を禁止する。違反した場合は、厳しい指導処置をとる。
- 12 政治的活動について
校内や学校の教育活動中の政治的活動などは、放課後や休日にも全面禁止する。放課後や休日に校外で行う政治的活動などは、保護者の責任のもと本人の判断により行っても良いが、違法や不適切が予想される場合にはこれを制限又は禁止する。

○ 生徒懲戒規程

- 1 懲戒のうち、退学・停学・訓告の処分は校長がこれを行う。
- 2 つぎの各項の一に該当する者は退学させることがある。（学校教育法施行規則第26条）
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
 - (3) 正当の理由がなく、出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- 3 次の行為があったときは、その事情に応じ、特別指導として、謹慎指導等を行う。
 - (1) 火気の取扱い等、危険行為
 - (2) 学校建築物・諸施設・備品・書類等の故意による破損、無断持出、着服または売却
 - (3) 喫煙、飲酒、薬物乱用
 - (4) 自動車、単車の免許取得、乗車、購入
 - (5) 窃盗・万引き、賭け事等法律に反する行為
 - (6) 未成年者出入禁止場所への出入
 - (7) 考査に関わる不正行為
 - (8) 暴力行為
 - (9) 公職選挙法違反
 - (10) その他本校生徒としての本分に反し、学校生活に不相当と認められる行為

○ 特別指導について

本校の生徒指導は、生徒の規範意識や自己管理能力を育て、卒業後の進路目標の達成に向けて応援することだと考えています。将来的にも、社会人として信用され、信頼される人間に成長してほしいと願っています。そのためには、法に触れる行為（喫煙・飲酒^{※注}、薬物乱用、暴力行為、賭け事、窃盗、公職選挙法違反など）、基本的な学校生活に反した行為（原付、自動二輪及び普通免許の取得、校内での政治的活動、考査の不正行為など）、迷惑行為（いじめ、いやがらせ、情報モラルに関することなど）、また、本校の指導方針に反する行為（指導不服従、暴言など）については厳しい指導を考えています。※注）電子たばこ、ノンアルコールビール等も含む

本校では、上記の違反行為に対して退学・停学・訓告の処分以外に特別指導として謹慎や訓戒を設けています。特別指導とは、処分ではなく、生徒自身の行動、態度等の問題行為を家庭と学校で反省し、将来の事を真剣に考え、今後の学校生活に活かせる様にするための指導期間と考えています。

○ 校内での生活について

- 1 食堂・自動販売機の利用に関して
 - (1) 食堂の利用は昼休みのみとする。
 - (2) 自動販売機の利用は休み時間、昼休み及び放課後とする。
 - (3) 食べ歩き、飲み歩きは禁止する。
- 2 許可を得ていない者のエレベータ使用は禁止する。
- 3 職員・来客用トイレ（本館1階東）の使用は禁止する。
- 4 学校の施設、公共物は大切に扱うこと。
施設、備品などを破損した場合は、破損した個人、グループが実費弁償する。
- 5 貴重品の管理を確実にする。
貴重品類や不必要な多額の現金を持参しないこと。また、現金等は身につけておくこと。
- 6 個人の靴箱は、自分で維持管理する。
 - (1) 靴箱は卒業まで同じ場所を使用するので、清掃、破損防止等に留意する。（扉などの破損は実費弁償である。必ず担任に届け出る。）
 - (2) 靴箱の鍵は、必要であれば各自で用意すること。
- 7 校内での活動時間は、18時までとする。ただし、担当教員の付き添いのもと18時以降の活動を可とする。その場合、20時までに下校すること。

○ 自転車通学について

- 1 学校指定のレインコートの購入と自転車保険への加入を許可の条件とする。
- 2 自転車通学を希望する者は「自転車通学許可願」を生徒指導部へ提出し、許可証として年度ごとに「鑑札ステッカー」の発行を受けること（鑑札代金1枚100円）。「鑑札ステッカー」は、自転車後輪の泥よけのよく見えるところに1枚のみ貼付すること。
また、自転車の買い替え等で新たに鑑札を必要とするときは生徒指導部にて手続きすること。
- 3 無認可の自転車での登校は必ず届け出ること。
- 4 雨天時は、学校指定のレインコートを着用し、傘の使用は厳禁とする。
- 5 交通事故防止のため、全ての交通法規を遵守すること。特に、傘差し、二人乗り、信号無視、電子機器操作、イヤホン装着、危険運転などを発見した場合は、厳重注意を行い、繰り返す場合は、自転車通学許可を取り消す。また、自転車乗車時は、ヘルメットの着用に努めること。
- 6 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）での通学は禁止する。